

契約書(案)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）神奈川県立〇〇〇（以下「発注者」という。）と供給者 △△△（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり電力の需給契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき神奈川県立〇〇〇で使用する電力を需要に応じて発注者に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約の内容)

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 品名 神奈川県立〇〇〇で使用する電力
- (2) 規格 仕様書に定めるとおり
- (3) 契約単価等 **(本号は落札者の設定メニューによるものとする。)**

契約単価は、次の単価に100分の110を乗じて得た金額とする。

基本料金単価

契約電力（使用電力1ヶ月1キロワットあたり）

常時電力 円

予備電力 円

電力量料金単価

夏季昼間（7月1日から9月30日までの期間で毎日午前8時から午後10時までの時間）

1キロワット時あたり 円

その他季昼間（10月1日から翌年の6月30日までの期間で毎日午前8時から午後10時までの時間）

1キロワット時あたり 円

ピーク時間（夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間。ただし、受注者が電気需給約款に定める休日等を除く）

1キロワット時あたり 円

夜間時間（ピーク時間および昼間時間以外の時間）

1キロワット時あたり 円

自家発補給電力の使用月

基本料金＝契約電力×基本料金単価×1.1×(1.85－力率/100)

自家発補給電力の未使用月

基本料金＝契約電力×基本料金単価×1.1×0.3

- (4) 納入場所 神奈川県立〇〇〇
- (5) 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 代金支払場所 三井住友銀行横浜支店

(自家発補給電力の取扱)

第3条 発注者が自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ受注者に通知する。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに受注者に通知するものとする。

2 常時供給電力と自家発補給電力を同時計量する場合の1月の最大需要電力は、次のうちのいずれか大きい値とする。

ただし、発注者が自家発補給電力によって電気を使用する場合、自家発補給電力の最大需要電力は原則として契約電力とする。

- (1) 常時供給電力の最大需要電力から、自家発補給電力の契約電力を差し引いた値。
- (2) 自家発補給電力の未使用時間における、常時供給電力の最大需要電力。

3 発注者が使用した自家発補給の電力量は、常時供給電力として取扱い、電力量料金については、常時供給電力の取扱いに準じるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に発注者の承認があった場合はこの限りでない。

(供給の保証)

第5条 受注者が当該地域の旧一般電気事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等で定める料金は受注者が負担するものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(単位及び端数処理)

第7条 本契約及び別に定める覚書において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。ただし、消費税及び地方消費税額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額及び消費税及び地方消費税額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てる。

(計量及び検査)

第8条 計量日は、発注者受注者協議の上、各月毎に定めるものとし、受注者は計量日時に記録された電力量計等により、使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 電気料金の算定期間は、毎月1日の0時から毎月末の24時

(1) 電気の供給を休止し、若しくは、停止し、又は本契約が消滅した場合

(2) 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更あった場合

2 前2号に該当する場合は、若しくは時間割を基準に発注者と受注者とが協議の上うえ、定めるものとする。

(電気料金の算定) (本条は落札者の設定メニューによるものとする。)

第10条 電気料金は、基本料金、電力量料金、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び取引に係る消費税額及び地方消費税額の合計とする。

2 消費税及び地方消費税額は、基本料金、電力量料金、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金の合計金額に100分の10を乗じて得た額である。

3 第1項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものとするが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増するものとする。

4 第1項の電力量料金は、電力量料金単価に第8条で計量した使用電力量を乗じるものとする。

(料金の請求及び支払い等)

第11条 受注者は、第8条に定めた検査終了後、前条によって算出した電気料金を1月毎に発注者請求するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払い請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

- 第13条 受注者は、電力の供給が滞った場合、滞った日数1日につき当該契約に係る予定電気料金にその日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）で計算した額（以下「遅延利息」という。）の違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められたときは、この限りでない。
- 2 発注者の責に帰すべき事由により第12条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。
 - 3 受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までの間の予定使用電力量に第2条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額を加算した額の100分の15に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第14条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができる。
- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(賠償の予約)

- 第15条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、入札金額に100分の110を乗じた額（消費税及び地方消費税込みの金

額)の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第16条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金(以下「賠償金等」という。)

を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ、遅延利息を加えた額を徴収する。

- 2 電気料金が未払いの場合にあつては、賠償金等及び電気料金支払日までに遅延利息がある場合はその遅延利息を、発注者が支払うべき電気料金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

(3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

(4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前2項の規定は、受注者が次の各号に該当するときに準用する。

(1) 受注者がこの契約履行にあたり、反社会的勢力と関係を持ったとき

(2) 契約締結後に受注者が反社会的勢力であることが判明したとき及び反社会的勢力が直接又は間接的に受注者を支配するに至ったとき

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第18条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
 - 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
 - 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(機密の保持等)

- 第19条 発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においても同様とする。ただし、事前に相手側の承認があった場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、この契約の履行にあたり、反社会勢力と一切の関係を持ってはならない。

(第三者損害)

- 第20条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(報告義務)

- 第21条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者とが協議するものとする。

(業者調査への協力)

- 第22条 発注者(又は法人の理事長)が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者(又は法人の理事長)は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する法人の事業年度から6事業年度の間は、同様とする。

(契約の費用)

- 第23条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

- 第24条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(事情変更)

第25条 契約期間中において、経済状況その他の変動があったときは、別途協議の上、契約単価等の変更ができるものとする。

(協議事項等)

第26条 本契約条項について疑義が生じたとき又は本契約条項に定めのない事項については、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の会計に関する規程及び別に定める覚書に基づくほか、発注者受注者協議して決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

発注者 〇〇市〇〇〇-〇-〇
 地方独立行政法人神奈川県立病院機構
 神奈川県立〇〇〇
 所長 □□□ □□□
受注者

